

学校いじめ防止基本方針

令和3年3月改定
山口市立湯田小学校

目次

1	いじめの防止等に関する基本的な考え方	1
(1)	いじめの定義	
(2)	いじめの禁止	
(3)	求められる責務	
(4)	基本的な認識	
(5)	いじめの分類	
(6)	基本的な姿勢	
(7)	基本的な対応	
2	学校の取組	4
(1)	学校いじめ防止基本方針の策定	
(2)	校内体制の確立	
①	「いじめ対策委員会」の設置	
②	確実な情報共有と指導體制の強化	
③	教職員が児童生徒と向き合うことができる体制の整備	
④	学校評価による評価・検証・改善	
⑤	教育委員会への報告・相談	
(3)	家庭、地域、関係機関等との連携	
(4)	未然防止の取組	
①	「心の教育」の充実	
②	いじめを許さない学校・学級づくり	
③	児童生徒の主体的な活動の充実	
④	日常的な実態把握・かかわり	
⑤	保護者や地域住民との信頼関係の構築	
(5)	早期発見の取組	
①	日常的な行動のきめ細かな観察	
②	生活アンケートや日記等からの情報収集	
③	いじめアンケートの実施	
④	いじめ相談箱(なかよしポスト)の設置	
⑤	担任による教育相談の充実	
⑥	悩みごと等相談機関の周知	
⑦	みんなで見守る会の実施	
(6)	解決に向けた取組	
①	初期対応	
②	中期・長期対応	

(7) インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応

- ① 未然防止
- ② 初期対応
- ③ 被害拡大の防止
- ④ 関係機関との連携

(8) いじめの解消について

3 重大事態とは	10
4 問題行動発生時における危機管理体制	11

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条第1項要約：以下「法」という。）

いじめとは、当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）によって、心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめの認知にあたっては、特定の教職員のみによることなく、学校いじめ対策組織が中心になっていじめに該当するか否かを判断することとし、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。「いじり」と言われる行為について、いじめとの境界は不明瞭であるため、見えない所で被害が発生している可能性も十分に考慮する必要がある。そのため、「いじり」の背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

※「心理的または物理的な影響を与える行為」とは、

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句を言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ぶつかられたり、暴力をふるわれたりする（遊ぶ振りを含める）
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗・中傷や嫌なことをされる 等

(2) いじめの禁止（法第4条より）

児童生徒は、いじめを行ってはならない。

(3) 求められる責務

◆教育委員会の責務（法第7条より）

学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務がある。

◆学校及び教職員の責務（法第8条より）

保護者、地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合には、適切かつ迅速に対処する責務がある。

◆保護者の責務等（法第9条より）

児童がいじめを行うことのないよう指導するとともに、学校や教育委員会が講ずるいじめの防止等のための措置に協力する。また、児童がいじめを受けた場合には、適切に児童を保護する責務がある。

（4）基本的な認識

◆いじめは、「人間として絶対に許されない、人権にかかわる重大な問題」である。

- ・「いじめは許されない」「いじめる側が悪い」という毅然とした姿勢を示す。
- ・いじめは児童の成長にとって必要な場合もあるという考えは絶対に認められない。

◆いじめは「学校、家庭、^{※1}地域の教育力が問われる問題」である。

- ・大人の何気ない言動や不適切な対応が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめや傍観の姿勢を助長してしまったりすることもあり得る。
- ・大人が日頃から毅然とした態度、個性や差異を尊重する姿勢を示すことが大切である。

◆いじめは、「どの学校でも、どの子にも起こりうる問題」である。

- ・いじめは、同じ学級で仲のよい友達同士の間でも起こり得る。また、誰もが「いじめる側」にも、「いじめられる側」にもなり得る。

◆いじめは、「発見が難しい問題」である。

- ・いじめは、人が見ていないところで起こりやすい。一見すると遊んでいるようも見えることもある。（いじめとふざけ合いが区別しにくい。相互性がある^{※2}かどうか区別のヒントとなり得る。）
- ・被害者は、誰にも打ち明けることができず、その悩みや苦しさを一人で抱え込んでいる場合が多い。

◆いじめは、「学校、家庭、地域、関係機関が連携して取り組むべき問題」

- ・児童の様子をいち早くキャッチした者が、その児童を取り巻く全ての関係者と連携して、それぞれの立場から解決に向けた責務を果たす必要がある。

※1 「大人の何気ない言動」とは、

- ・からかいや嘲笑を否定せず、黙って聞くこと
- ・同意ともとれるような、かすなかうなずきを見せること
- ・作業をしながら児童の訴えを聞くこと 等

※2 「相互性がある」とは、

- ・何らかのルールに従って役割が交代すること

(5) いじめの分類

いじめの認知力を向上させ、早期発見につなげるため、いじめを次の3つのレベルに分類する。

【レベル1】 日常衝突としてのいじめ

日常の衝突の中で、定義に照らし、いじめと認知すべきもの。

【レベル2】 教育課題としてのいじめ

日常の衝突を超えた段階までエスカレートしたもので、学校として個別の生徒指導体制を構築し、組織的な対応をとる必要のあるもの。

【レベル3】 重大事態及び重大事態につながりかねないいじめ

法に定める「重大事態」に該当する、または「重大事態」にいたる可能性のあるもの。

(6) 基本的な姿勢

学校として

- ・教育活動全体を通じて、児童一人ひとりが、心豊かに、安心して生活できる学校・学級づくりを行う。
- ・児童にしっかりと寄り添い、一人ひとりの状況を把握するとともに、児童が安心して悩みや不安を相談できる信頼関係を構築する。
- ・保護者や地域住民等といじめの防止等に係る情報を共有し、未然防止や早期解決に向け、連携して対応できる態勢を整える。

保護者として

- ・どの児童も、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを認識し、いじめを行うことのないよう、規範意識や人権意識等を高める指導を行う。また、日頃から、いじめ被害等の悩みがある場合は、周囲の大人に相談するよう働きかける。
- ・学校や地域の児童とかかわりのある人々と、いじめの防止等に関する情報交換を行うとともに、根絶を目指して互いに補完しあい、協働して取り組む。
- ・いじめを発見したり、いじめのおそれがあると思われたりする時は、速やかに学校等に通報または相談する。

子どもとして

- ・社会や学校の集団の一員としての自覚をもち、お互いのよさや違いを認め合い、自らが主体的にいじめのない風土づくりに努める。
- ・周囲にいじめがあると思われる時は、当事者に声をかけ、周囲の人に積極的に相談する。

地域社会として

- ・「地域の児童は、地域で育てる」ことを目指し、すべての児童が健全に成長するよう相互に連携していじめの根絶を図る。
- ・いじめの兆候等が感じられる時は、関係する保護者や学校、関係機関等に積極的に情報提供するとともに、連携していじめの防止等に努める。

(7) 基本的な対応

『未然防止・早期発見・早期対応』

未然防止

- ・児童の発達段階に応じて、様々な人とのかかわり合う生活体験や学習活動等を通じて、心の通い合う人間関係を構築する能力を醸成する。併せて、豊かな情操や道徳心、社会性を育み、障害への理解や人権感覚を高める。
- ・学校は、児童や保護者との信頼関係を基盤として、いじめを絶対に許さない風土をつくる。

早期発見

- ・学校、家庭、地域が一体となって、児童一人ひとりに寄り添い、かかわる中で、児童が発するサインを見逃さない。
- ・学校だけでなく、教育委員会や関係機関等の相談機能を高め、児童が不安や悩みを気軽に相談できる体制を整備する。
- ・単なる友人間のトラブルと見える場合も、いじめの視点で捉え直す。

早期対応

- ・いじめを認知した（疑わしい場合も含む）場合は、速やかに管理職への報告と情報共有を行い、組織的に対応する。併せて、保護者の理解、協力を得ながら早期解決を目指す。
 - ・いじめられている児童に対しては、「絶対に守る」という学校の姿勢を示し、心のケアと安全確保に努める。また、いじめたとされる児童に対しては、事情を確認した上で適切な指導を行う。
- ※学校は、いじめの未然防止・解決に向けて、平素から家庭、地域、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局、人権擁護委員協議会等）との連携を密にし、早期の相談やケース会議等を行う。

2 学校の取組

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定（法第13条より）

- ・国、県、市の各基本方針を参考にして、自らの学校の実態や実状を踏まえ、いじめ防止等の取組についての基本的な事項や取組等について定めた「学校いじめ防止基本方針」を策定する。

(2) 校内体制の確立

① 「いじめ対策委員会」の設置（法第22条より）

いじめ対策委員会の構成

校長、教頭以下、「生徒指導部会」がこれにあたる。

- ・本組織を、学校におけるいじめの未然防止、早期発見、早期対応など、組織的な対応を行うための中核組織として常設する。

- ・必要に応じて、スクールカウンセラーやS S W等の外部専門家を活用する。
- ・本組織の存在及び活動が、児童・保護者に容易に認識される取組を行うように努める。

② 確実な情報共有と指導体制の強化

- ・いじめの対応に温度差が生じないように、全教職員が組織的・計画的にいじめ問題に取り組むことが重要である。
- ・全教職員が、いじめは「どの学校でも、子どもにも起こり得る」ことを共通認識するとともに、いじめの基本的な対応について理解しておく。
(山口県教委作成「問題行動等対応マニュアル」いじめ－6参照)
- ・特別支援学級に在籍する児童、もしくは通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童の中には、自分の思いや苦しさを表現することが困難な児童も在籍している。個々の児童の特性を踏まえた具体的な取組について全教職員で共通理解し、支援体制を構築していく。
- ・学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、速やかに情報を共有するシステムを構築し、管理職等への報告・連絡・相談を確実にを行うことを徹底する。また、状況に応じて、速やかに「いじめ対策委員会」を核として組織的に対応する体制を整備しておく。
- ・「いじめ対策委員会」が、単なるいじめ事案の対応協議の場だけでなく、いじめの未然防止、早期発見・対応に有効に機能することができるようにする。校長は学期に1回以上「いじめ対策委員会」を招集し、情報の収集及び共通理解を図る。

③ 教職員が児童と向き合うことができる体制の整備

- ・学校における業務改善を一層推進し、教職員が児童と向き合う時間を確保する。

④ 学校評価による評価・検証・改善

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け積極的に評価することで、教職員の資質向上を図っていく。

⑤ 教育委員会への報告・相談

- ・「いじめ速報カード」による報告(認知から24時間以内)
- ・「いじめ続報カード」による報告
 - ① (対応の見通しが立った段階：認知から1週間程度)
 - ② (認知から3ヶ月経過した段階)
- ・いじめ対策サポートチームとの連携

(3) 家庭、地域、関係機関等との連携

- ・「学校いじめ防止基本方針」の内容(いじめの定義、「いじめ対策委員会」の存在やその活動、発生時の学校の対応、相談窓口等)について、PTA総会や学校運営協議会、学校ホームページや学校だより等を活用して、保護者や地域住民へ確実に周知する。
- ・家庭、地域、関係機関等と、いじめの現状や課題について情報を共有し、協力し

ていじめの防止等に取り組む体制をつくる。

- ・教育委員会と情報共有のもと、スクールカウンセラーやSSW、関係機関等と連携して対応できる体制を整備する。

(4) 未然防止の取組 ※「山口市いじめ防止基本方針」P14～17 参照

①「心の教育」の充実

- ・特別の教科 道徳や学級活動、JRC 活動等を通じて、他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心など、豊かな心を育む。
- ・授業や学校行事における人とのかかわり合う活動を通して、自己肯定感を高めるとともに、人とよりよくかかわっていかうとする意欲や態度を育てる。

②いじめを許さない学校・学級づくり

- ・児童に、どんな行為がいじめにあたるか理解させ、学校、学級内に、いじめの行為のみならず、周りではやし立てたり、傍観したりする行為も同様に許さない環境や風土をつくる。
- ・加害行為の抑止につながるよう、「いじめは許さない」「いじめる側が悪い」という毅然とした対応をする。
- ・常に環境整備を心がけ、校舎内の落書きや掲示物の乱れがないよう気を配る。

③児童の主体的な活動の充実

- ・児童会活動や学校行事など、児童が主体的に活動する場を工夫し、いじめの防止等について主体的に取り組んでいかうとする態度を養う。

④日常的な実態把握・かかわり

- ・児童に寄り添い、授業や休み時間、給食、清掃活動などを含め、常に児童とかかわり、信頼関係を築く。

⑤保護者や地域住民との信頼関係の構築

- ・学校だよりやホームページ、学校運営協議会等で、学校生活の様子を家庭や地域に伝えるとともに、家庭や地域での様子も把握し、保護者や地域住民との信頼関係を築く。

⑥職員室の雰囲気改善への努力

- ・児童は大人の様子をよく観察している。職員室内が各種のハラスメントを暗黙のうちに肯定する雰囲気になっていないかどうか、各教職員が日常的に気を配る。

(5) 早期発見の取組（把握しにくいいじめへの対応）

※問題行動対応マニュアル

「いじめ：②いじめの早期発見に向けた取組」いじめ－2 参照

①日常的な行動のきめ細かな観察

- ・「いじり」や「からかい」は、受けた側が苦痛を感じれば「いじめ」であるという認識をもち、行き過ぎた「いじり」には、その都度教職員が適切な対応及び指導を行う。

②生活ノートや日記等からの情報収集

③いじめアンケートの実施（児童：あのねアンケートとして毎週）

- ・週1回のアンケート調査を確実にを行い、実施した日に内容を確認し、いじめが疑われる場合は直ちに対応する。
- ・毎週行われる「あのねアンケート」の結果を集約し、その分析を受けていじめの未然防止と早期発見に努める。集約・分析は教育相談担当を中心に行う。

④いじめ相談箱（なかよしポスト）の設置

⑤担任による教育相談の充実（あのねタイム月間、スクールカウンセラーの活用等）

⑥悩みごと等の相談機関の周知

⑦みんなで見守る会の実施

- ・年に2回、気になる児童やその対応について全職員との共通理解を図る。

（6）解決に向けた取組

①初期対応 ※問題行動等対応マニュアル「いじめ：初期対応、初期・中期対応」参照

ア いじめ発覚直後

- ・管理職や生徒指導主任、学年主任等へ報告し、情報を共有する。
（分かっている範囲で、事実のみを速やかに報告する）

イ 対応チームの結成

- ・管理職が情報を確認し、今後の対応の協議、役割分担等を行う。

ウ 関係児童生徒への聞き取り

- ・関係する個々の児童の思いをしっかりと受け止めながら、いじめの詳細について聞き取りを行う。

被害児童

- ・信頼関係がある教職員が、個別に別室で聞き取りを行う。
- ・報復を恐れて真実を語れないということがないように、「いじめは絶対許されない」「教職員が全力で安全を守る」ことをしっかり伝える。

加害児童

- ・いじめの具体的な行為（冷やかし、仲間はずしなど）を確認する。
- ・いじめの認識がない場合もあるので、いじめられている側のつらさを伝えながら、丁寧に聞き取りを行う。
- ・聞き取りが長時間に及ばないように、また、水分補給や用便など健康面にも十分配慮する。

周囲の児童

- ・情報提供者が分からないよう万全の配慮をすることを伝え、具体的な事実（いつ、誰が、どこで、どのようなことがあったのか）を聞き取る。

エ いじめ対策委員会の招集

- ・校長は「いじめ対策委員会」を招集し、聞き取った内容（不明確なことがあれば再度聞き取り）をもとに、以下のことを協議する。

- a 被害児童とその保護者への対応
- b 加害児童とその保護者への対応
- c 他の児童及び保護者への対応
- d 関係機関等への支援要請（必要に応じて）
- e 別室指導や出席停止等の措置の検討（必要に応じて）

オ 対応上の留意点

a 被害児童とその保護者への対応

被害児童 〈共感的理解に基づく指導・支援〉

- ・本人の不安（疎外感・孤独感等）の払拭に努め、教職員が全力で支えることを約束する。
- ・今後の対応について、本人と相談して決定する
- ・「いじめに負けるな」などの叱咤激励は厳に慎む。
- ・本人、保護者の了解のもと、スクールカウンセラー等による心のケアを行う。

被害児童の保護者 〈家庭訪問による対応〉

- ・管理職等、複数の教員で家庭訪問を行う。
- ・学校管理下で起こったことへの謝罪を行うとともにいじめの概要を説明する。
- ・学校の対応方針等を説明するとともに、保護者の思いや考えをしっかりと聞き取り、連携して対応する。

b 加害児童とその保護者への対応

加害児童 〈再発防止に向けた指導、謝罪に向けての話し合い〉

- ・生育歴や人間関係等、背景の理解に努め、加害児童の気持ちも理解しながら指導する。
- ・叱責や説諭等のみにとどまらず、振り返りを十分に行い、自己の問題点に気付かせる。
- ・今後の被害児童との関係をどうするのか、改善すべき言動等について話し合い、約束させる。
- ・被害児童生徒に対して、謝罪の気持ちがあるよう、粘り強く指導する。
- ・本人、保護者の了解のもと、スクールカウンセラー等による心のケアを行う。

加害児童の保護者 〈家庭訪問または来校による対応〉

- ・管理職を含めた複数の教員で対応する。
- ・加害児童が複数いる場合は、不公平感を抱かれることがないように配慮する。
- ・保護者の心情を共感的に理解しながら、今後の当該児童の指導や支援について、共に考える。（加害児童への非難は避ける）
- ・学校の指導や支援について説明する。
- ・被害児童への謝罪等を相談する。

c 他の児童及び保護者への対応

他の児童

- ・「いじめは絶対に許さない」という姿勢を示し、学校・学年・学級全体の問

題としてとらえさせ、学校生活を送る上で安心感を与えるように努める。

- ・「観衆や傍観者もいじめに加わっていることと同じである。」と認識させる。
- ・被害児童に対する配慮について指導する。
- ・加害児童への二次的ないじめ被害が起こらないように留意する。

他の保護者

- ・重大事態の場合、加害・被害児童及び関係保護者の理解のもと、臨時の保護者会等を開催して、状況を説明する。
- ・加害児童やその保護者を責めるのではなく、学校・学年・学級全体の問題として報告する。

d 関係機関等への支援要請（必要に応じて）

- ・学校だけで抱え込むのではなく、教育委員会へ速やかに報告するとともに、状況に応じて児童相談所や警察、山口県ふれあい教育センター等の関係機関に支援を要する。
- ・児童の生命や身体の安全が脅かされているようないじめ事案は、直ちに警察と連携し、いじめられている児童の安全確保のための必要な措置を行う。

e 別室指導や出席停止等の措置の検討（必要に応じて）

- ・別室指導を行う際は、その期間や指導内容について検討しておく。
- ・出席停止等の措置が必要と考えられる場合は、速やかに教育委員会に相談する。

②中期・長期対応 ※ 問題等行動対応マニュアル「いじめ：中期・長期対応」参照

ア 当該児童の見守りと継続的な指導

- ・表面上は解決したように見えても、より見えにくい形でいじめが潜行する可能性があることから、当該児童のきめ細かな見守りや教育相談を継続して行う。
- ・当該児童の保護者に、事後の学校生活の様子等について連絡するとともに、家庭での様子も聞き取り、指導に生かすようにする。

イ 対応上の課題分析と指導体制の強化

- ・発生したいじめ事案を分析し、課題を明らかにして、再発防止に向けて指導体制を強化する。

ウ いじめ防止基本方針の見直し・改善

- ・いじめの未然防止や再発防止に向けて、毎年いじめ防止基本方針の見直しを行う。

エ 進級・進学に伴う引き継ぎ

- ・進級や進学の際は、いじめ事案に関しても確実な引き継ぎを行う。

オ 学校運営協議会への報告と支援要請

- ・学校運営協議会で、学校の対応を説明するとともに、学校や家庭、地域での取組について意見を求め、支援を要請する。

カ 関係機関等と連携した対応

- ・必要に応じて、再発防止に向けて、関係機関等と連携した継続的な対応を行う。

(7) インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応

①未然防止

ア 情報モラル教育の充実

- ・ネット上の不適切な書き込みは、瞬時に広範囲に広がっていく。児童に対して、ネット上への不適切な書き込みを行わせないため、情報モラル教育を計画的・系統的に実施する。

イ 児童生徒の主体的な活動

- ・児童の主体的な活動の機会を確保し、未然防止に向けた取組を推進する。

ウ 家庭・地域への啓発活動

- ・保護者会や学校運営協議会等を通じて、ネットいじめの危険性やネット上の不適切な書き込み等に関する啓発と対策の取組を推進する。

②初期対応

- ・インターネット上のコミュニティサイト（掲示板や無料通話アプリ等）への書き込み内容、メール文などを確認するとともに、実際に印刷や写真撮影をするなどして記録しておく。教育委員会にも速やかに報告する。

③被害拡大の防止

- ・掲示板管理者への削除依頼を行う。
- ・関係保護者の了解のもと、児童の携帯電話やパソコンを閲覧し、不適切な書き込みの削除を確実にを行う。

④関係機関との連携

- ・必要に応じて、やまぐち総合教育支援センターのネットアドバイザーに相談する。
- ・なりすまし等の悪質な事案については、警察と連携し、早期解決を図る。

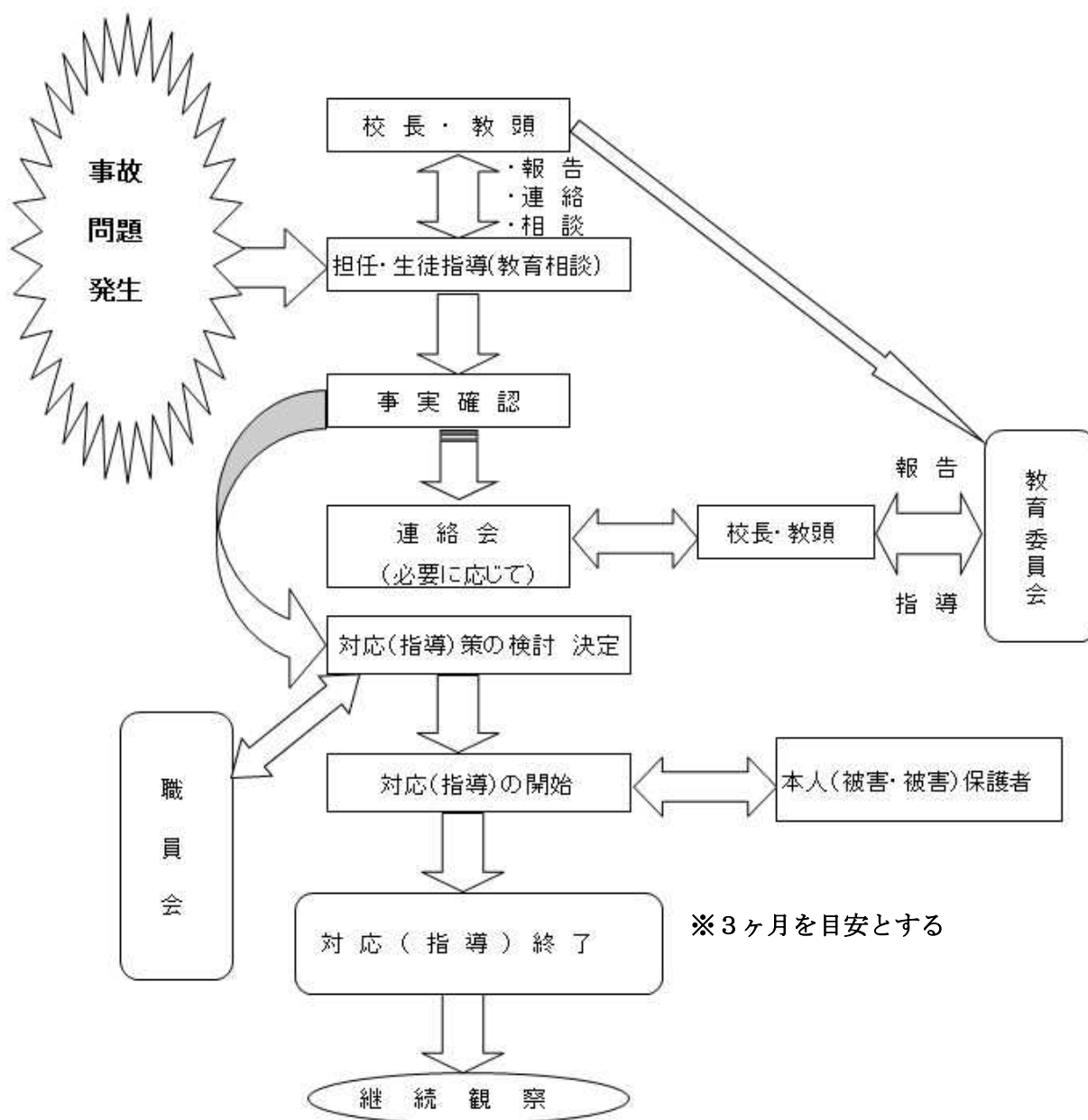
(8) いじめの解消について

- ・いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが解消している状態とは少なくとも次に2つの要件が満たされている必要がある。
- ・いじめに係る行為が相当の期間継続して止んでいること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
- ・被害者児童が、心身の苦痛を感じていないこと。心身の苦痛を感じていないかどうかについては、被害者児童生徒及びその保護者に対し、面談等による確認することで判断する。

3 重大事態とは（法第28条第1項第1号）

- ① いじめにより児童生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ② いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- ③ 重大事態への対処に当たっては、いじめを受けた児童生徒や保護者の申立てがあったときは、適切かつ真摯に対応する。

問題行動発生時における危機管理体制



※問題行動とは次のものをさす

- | | |
|------------|------------------|
| 1 強盗 放火 強姦 | 6 家出 |
| 2 暴力 | 7 自殺(行為・予告電話・手紙) |
| 3 恐喝 | 8 公共物破損 |
| 4 性被害 | 9 その他(シンナー 無断外泊) |
| 5 窃盗 万引き | 10 いじめ |